

諮問庁：特許庁長官

諮問日：平成30年6月5日（平成30年（行情）諮問第243号）

答申日：平成31年2月25日（平成30年度（行情）答申第434号）

事件名：特許庁長官に係る特定期間のタクシー料金明細管理表の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「タクシー料金明細管理表のうち、特定期間の特許庁長官のタクシー利用に係る部分」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年1月15日付け20171215特許23号により、特許庁長官（以下「特許庁長官」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、タクシーの乗降地について開示するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである（なお、資料の内容は省略する。）。

（1）審査請求書

（前略）

本件開示請求は、法に基づいて行われた。請求の目的はタクシーが業務上適正に使用されているかを精査し、知ることにある。本件決定は、法が目的に掲げる「国民主権の理念」から乖離し、「国民に説明する責務の全う」がなされていない。処分庁の対応は「国民の知る権利」の否定にほかならず、違法・不当であると考える。以下、その理由を述べる。

ア 主張1

処分庁は、法5条6号柱書きを根拠に本件決定をした。柱書きは「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」としている。

総務部秘書課情報公開推進室の特定職員Aによれば、柱書きにある「次に掲げるおそれ」には該当しないという。このため、「その

他」の部分に該当するとして、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」という条文を適用し、決定通知書は「当該職位の事務の性質上、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と記した。

なお参考までに示しておくとして、「次に掲げるおそれ」とは、以下のイ～ホを指す（条文省略）。

ところで、特許庁はホームページで情報開示の審査基準として「行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく特許庁長官の処分に係る審査基準等について」を公表している。このうち、本件決定に係る法5条6号の解釈を巡る留意点は以下のとおりである（内容省略）。

「1）「次に掲げるおそれ」のうち、本件決定は本号イ～ホに該当しないことから、「ある同種のもものが反復されるような性質の事務であって、ある個別の事務に関する情報を開示すると、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当すると考えられる。しかし、例えば繰り返し「特定地B」から深夜に帰宅する際にタクシーを利用していたからといって、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられない。

「3）「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」はまず、「適正な遂行」について留意点を示している。本件の場合、特許庁長官にはタクシーを利用する際は申請プロセスがなく、自身で業務上の必要性を独断で決定できる「規定」に照らすと、本当に業務としてタクシーを利用する必要性があったのかを事後的に検証するという「公益的な開示の必要性」が考慮されてしかるべきである。

さらに、「支障」について本項は「名目的なものでは足りず実質的なものが要求される」としているが、本件決定は具体的な「支障」を明記していない。

そこで、総務部秘書課情報公開推進室の特定職員Aに平成30年3月5日に二度にわたり、どのような「支障」を想定しているかを電話で尋ねた。やり取りの概要は、以下のとおりである（内容省略）。

上記のやり取りから、「支障」が極めてあいまいな想定であることが分かる。「実質的な支障」を求める審査基準を満たしていないことは明白で、言うまでもなく「法的保護に値する蓋然性」はない。

さらに付言すると、審査基準は「（1）開示・不開示の基本的考え方」として「開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る行政文書を開示しなければならない」と明記している。

本件決定は合理性を著しく欠いている上、その不開示理由はあまりにも不明確で違法であり、本件は開示されなければならない。

イ 主張 2

タクシー券に記載する乗車地と降車地は、上述のとおり、大まかな地名を書くのが慣例となっている。「特定地 A」、「特定地 B」といった地名が、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする処分庁の判断は、常識的にも到底受け入れられない。仮にタクシーを乗り降りした場所で、機微な情報を扱う会合等があったとしても、タクシー券に記入された内容から極秘の会合等の存在自体を類推することは不可能であり、ましてやそこで会った人物や話し合われた機密情報を特定することなど到底出来ない。処分庁がどのような動機で本件決定をしたのかは不明だが、その判断は一般的見地に照らしてみても常識的感覚から大きく乖離しており、行政の裁量を著しく逸脱している。

ウ 主張 3

処分庁は、特許庁長官の海外出張の記録開示を求めた特定新聞社の情報公開請求に対し、出張で訪れた先の大まかな地名と日程に加え、「用務」欄では出張の目的も開示している。本来であれば、タクシーを利用した際も出張記録同様に、その利用目的も記録し、乗降車地と共に開示して当然である。出張についてはこれらの情報を開示できるのに、国内での移動先、それも「特定地 A」や「特定地 B」といった大まかな地名しか示されないものを開示できないという処分庁の対応は矛盾に満ちている。

エ 主張 4

新聞各紙は「首相日々」（毎日新聞）、「首相動静」（朝日新聞）、「安倍日誌」（産経新聞）などの欄で、首相がどこへ行き、誰と面談ないし会食した等という行動を報じている。こうした情報は首相官邸が公表しているものである。首相ですら面会相手や会食の日時、場所等をオープンにしながら業務を遂行している。特許庁長官が「特定地 A」や「特定地 B」などでタクシーを乗り降りした事実を開示すれば「業務に支障が及ぶおそれがある」という理屈は到底、国民の納得を得られず、不当と言うほかない。

上記アないしエを見れば処分庁による本件決定の違法性、不当性は明らかである。処分庁そのものである特許庁長官は、個人としての自らの行動に関する情報公開請求を恣意的に処理できる立場にあり、もしくは恣意的な対応を部下にそんたくさせる立場にあり、国民からの疑念をいささかも抱かれぬよう一層慎重な対応が求められる。それにもかかわらず、タクシーの乗降地といった基本的情報を覆い隠すような対応は残

念と言うほかない。情報公開・個人情報保護審査会におかれては、慎重かつ十分な審理の上で公正な判断を下されるよう要請します。

(2) 意見書

審査請求人は、審査請求書（平成30年3月7日付け。上記（1））の主張に加えて、理由説明書（第3の4）で諮問庁が示した「原処分の妥当性1－法5条6号柱書き関係」及び「原処分の妥当性2－法5条1号関係」に対し、下記に意見を述べる。

ア 「原処分の妥当性1－法5条6号柱書き関係」について

(ア) 法5条6号柱書きは、不開示情報として、「国の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を規定しているところ、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす」とは、国の機関等が行う事務又は事業の性質（目的及び内容）に照らして、当該事務又は事業に関する情報を公にすることにより、当該情報を公にすることによる利益を踏まえても看過し得ないような実質的な支障が当該事務又は事業に生じる場合をいい、また、「支障を及ぼすおそれ」があるというためには、事務又は事業の適正な遂行について支障が生じる抽象的な可能性があるとだけでなく、当該事務又は事業の適正な遂行について実質的な支障が生じる蓋然性が認められることを要すると解すべきである。

(イ) この点、諮問庁は、飛躍した論理を基に支障が生じる抽象的な可能性を主張しているに過ぎない。法5条6号所定の「事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」について、一般的ないし抽象的な可能性を立証すれば足りるということとはできず、法1条が「行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること」を目的としており、法5条6号が5条柱書きの定める原則開示義務に対する例外であることに鑑みても、開示請求に係る行政文書を公にすることで国の機関等が行う事務又は業務に実質的な支障が生じる蓋然性が客観的に認められなければ、同号に基づく行政文書の不開示を正当化することはできないと言うべきである。

(ウ) 上記（ア）及び（イ）を踏まえ、以下詳細を検討する。諮問庁は、本件不開示文書を公にすることにより、特許庁長官の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法的保護に値する蓋然

性が高いとしており、具体的には、①「公務遂行場所が、たとえば具体的な場所が特定されずとも、それが推知されやすい地名が公になると、行動様式が類推され、本人の安全確保に問題が生じるおそれがある」、②「外部で意見交換を行う会場場所や相手方が推知される可能性があり、相手方から意見交換が控えられると政策の立案・実行等に支障が生じる」旨主張しており、上記①及び②について順次検討する。

(エ) 審査請求書で示したとおり、タクシー券の乗降地には「特定地 B」などの一般的な地名を記すのが慣例となっており、詳細な番地やビル名を記したタクシー券は存在しないのが実情であるところ、乗降車地と日時だけで「公務執行場所」がフレンチレストランなのか、割烹料理屋なのか、一般企業の事務所なのか、公官庁のビルなのかを推知する、すなわち推察によって知ることは、SF映画や漫画等に登場するような、いわゆる超能力を有した者を除けば一般的には不可能であり、特許庁長官の立ち寄り先を特定できないのに「安全確保に問題が生じるおそれがある」とする主張には無理がある。

(オ) また、諮問庁は「会場場所が推知される」として、「会合」を前提に持論を展開しているが、そもそも、タクシー券には利用目的を示す欄がないことから、日時と乗降車地を公にしたからといって、その利用目的が「会合」だったのか、会合以外の目的だったのかは判断できないばかりか、「会場場所、ひいては相手方が推知されると、相手方からの意見交換が控えられ、政策の立案・実行等に支障が生じるおそれがある」との主張は論理を欠いた前提に立っており、荒唐無稽と言うほかない。

(カ) したがって、法5条6号柱書きが不開示の要件としている実質的な支障が生じる蓋然性は認められず、原処分が不当であるのは明白であり、乗降車地は開示されなければならない。

(キ) ところで、本省指定職で自宅送迎をしている公用車の運行記録の一部開示決定に関する件（平成22年度（行情）答申第133号）の答申は、厚生労働省幹部が使用した公用車の「（2）運転管理報告書（日報）」の使用者名、時間、運行区間（ウ～オ各項）について「犯罪及び事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められないため、法5条4号及び6号のいずれにも該当せず、開示すべき」と結論付けている。公用車とタクシーの違いはあるものの、事案の本質は本件と変わらないことから、過去の答申に照らしてみても原処分は不当であると言える。

イ 「原処分の妥当性2－法5条1号関係」について

- (ア) 諮問庁は理由説明書で法5条1号を根拠に、平成30年1月15日付けで行った原処分の妥当性を主張するが、同日付けの「行政文書開示決定通知書」（以下「本件決定通知書」という。）では「一部不開示とした部分とその理由」に「法5条6号柱書き」の記載があるのみで、法5条1号については一切記載がなく、行政手続法8条に違反している。
- (イ) 国家公務員法103条関係審査状況等（林野庁分）の一部開示決定に関する件（平成13年（行情）諮問第188号）の答申は、一部不開示とした決定通知書において根拠規定だけを示し、規定のどの部分に該当するかに触れていない点を違法と認定した事案であるが、本件決定通知書においては根拠規定すら示されておらず、違法性は明白である。（後略）
- (ウ) 諮問庁が本件決定通知書で法5条1号関係について記載しなかったことは上述のとおり、違法と認められ、その余の判断をするまでもないが、諮問庁が理由説明書で主張する妥当性についても念のため検討する。

諮問庁は理由説明書で「乗降車地には特許庁長官の自宅の地名が書いてある場合があり、自宅住所が特定される蓋然性が高まり、本人や家族がトラブルに巻き込まれるおそれが極めて高い」旨主張するが、そもそもタクシー券に記載された地名を見て、それが自宅を含むエリアかどうかを明確に判別することは不可能であり、仮に自宅が含まれるエリアではないかと推測したとしても、自宅住所そのものを特定することは物理的に不可能である。したがって、諮問庁の「トラブルに巻き込まれるおそれが極めて高い」との主張には無理があり、それを認めるに足る十分な証拠や根拠がないことから、乗降車地が自宅住所を具体的に明らかにするものとは認められず、法5条1号の不開示情報に該当しない。

- ウ 上述のように、タクシー券の乗降地を不開示とした原処分は、法5条6号柱書きの見地からして不当であり、行政手続法8条に照らせば法5条1号関係の主張は違法と認められることから、いずれにしても乗降車地は開示されるべきである。情報公開・個人情報保護審査会におかれては、慎重かつ十分な審理の上で公正な判断を下されるよう要請します。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問の概要

- (1) 審査請求人は、平成29年12月15日付けで、法3条の規定に基づき、処分庁に対し、「特定期間、特許庁長官が利用したタクシーの履歴の詳細（日付、時間、乗降車地、料金、タクシー会社、目的など）が分

かる文書とレシートまたは領収書」の開示請求を行い、処分庁は同日付けでこれを受理した。

(2) 本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書について一部開示とする決定（原処分）を平成30年1月15日付けで行った。

(3) これに対して、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づき、平成30年3月7日付けで、処分庁に対して、原処分は不服であり、さらなる開示の決定を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

本件審査請求は、行政不服審査法19条1項及び同法施行令4条2項、同法19条2項1号、同条4項の規定に違反するため、同法23条に基づき、平成30年3月14日付けで、補正命令を行った。

審査請求人は、平成30年3月16日差出で、補正書を提出し、諮問庁は、平成30年3月19日付けでこれを受理した。

(4) 本件審査請求を受け、諮問庁は、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したところ、本件審査請求については理由がないと認められるので、諮問庁による決定で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 審査請求に係る行政文書の概要

本件審査請求人すなわち開示請求者は、平成29年12月15日付けで、行政文書開示請求書を処分庁に提出した。この行政文書開示請求書における「請求する行政文書の名称等」には「特定期間、特許庁長官が利用したタクシーの履歴の詳細（日付、時間、乗降車地、料金、タクシー会社、目的など）が分かる文書とレシートまたは領収書」と記載されている。

3 原処分における処分庁の決定及びその理由

本件開示請求に対し処分庁は、平成30年1月15日付けで、「タクシー料金明細管理表のうち、特定期間の特許庁長官のタクシー利用に係る部分」を開示対象とする行政文書一部開示決定（原処分）を行った。行政文書開示決定通知書において不開示とした部分及びその理由は、以下のとおりである。

- ・ 特定期間、特許庁長官が利用したタクシーの乗降車地（以下「本件不開示部分」という。）については、公にすることにより、当該職位の事務の性質上、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とする（法5条6号柱書き）。
- ・ 特定期間、特許庁長官が利用したタクシーの履歴の詳細のうち目的が分かる文書、レシート及び領収書については、不存在のため不開示とする。

4 審査請求人の主張についての検討

審査請求人の主張について、以下検討する。

(1) 原処分 of 妥当性 1 – 法 5 条 6 号 柱書き 関係

特許庁は、発明、実用新案、意匠及び商標に関する事務を行うことを通じて、経済及び産業の発展を図ることを任務とし（経済産業省設置法 22 条）、その任務を達成するため、工業所有権に関する出願書類の方式審査、工業所有権の登録、工業所有権に関する審査、審判及び指導その他の工業所有権の保護及び利用に関する事務並びに同法 4 条 1 項 7 号（民間における技術の開発に係る環境の整備に関すること）、56 号（弁理士に関すること）及び 58 号（所掌事務に係る国際協力に関すること）に掲げる事務をつかさどる機関である（同法 23 条）。

そして、特許庁長官は、特許庁の長であり（同法 21 条）、特許庁が上記事務を的確に行うために、公用車が使えない場合の庁外での移動や、庁外において国内外の要人と会い、種々の情報交換や率直な意見交換を行うため、それらの移動につき、公用車の代替としてタクシー券を利用している。

上記タクシー券の利用に関し、日時と共に乗降車地が開示された場合、以下のとおり、特許庁の上記事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

ア 公務及びその公務遂行場所が、たとえ具体的な場所が特定されずとも、それが推知されやすい地名がすべて一般に知られることにより、行動様式が類推され、本人の安全確保に問題が生じるおそれがある。

イ 外部で情報交換や意見交換を行う場合の会合場所、ひいては公務の相手方が推知される可能性があり、これを望まない相手方から、特許庁長官との情報交換や意見交換が控えられることになる結果、これらの機会が失われ、特許行政に関する諸課題の把握や政策の立案・実行等に支障が生じるおそれがある。

(2) 原処分 of 妥当性 2 – 法 5 条 1 号 関係

乗降車地には、特許庁長官の自宅のある地名が書いてある場合がある。これは、法 5 条 1 号に該当する個人に関する情報であるが、これを開示することにより、個人情報である自宅住所が特定される蓋然性が高まる。こうした個人情報が一般に知られることにより、本人のみならず、その家族も含めて、想定外のトラブルに巻き込まれるおそれは極めて高い。

(3) 上記 (1) 及び (2) の事態を避けるため、本来であれば、公用車代替としてのタクシーを利用して移動するのが適正であるにもかかわらず、これを控えることは、特許庁長官としての活動の円滑かつ効果的な遂行に支障が生じるおそれがある。

以上によれば、本件不開示部分に記載された情報は、これを公にすることにより、特許庁において行う上記事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、それは法的保護に値する蓋然性があるものと認められる

ので、法5条1号及び6号柱書きに該当する。

5 結論

以上のことから、原処分は妥当なものであって、審査請求人の主張は、原処分の正当性を覆すものではない。したがって、本件審査請求については棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成30年6月5日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月28日 | 審議 |
| ④ | 同年7月6日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ | 同年9月20日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年10月11日 | 審議 |
| ⑦ | 同年11月22日 | 審議 |
| ⑧ | 平成31年1月31日 | 審議 |
| ⑨ | 同年2月21日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、タクシー料金明細管理表のうち、特定期間の特許庁長官のタクシー利用に係る部分であり、処分庁は、その表中「乗車地」欄及び「降車地」欄の全部（本件不開示部分）を法5条6号柱書きに該当するとして不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、本件不開示部分のうち自宅のある地名が書いてある部分の不開示理由を法5条1号とした上で、なお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書は、特定期間に特許庁長官が利用したタクシー券について、その詳細が記載された文書であると認められる。本件不開示部分の記載内容について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象文書に記載されたタクシー券は、公用車の代替として、特許庁長官の公務遂行及び帰宅のために使用されたものであり、乗車地及び降車地欄のうち別紙に掲げる部分には、特許庁長官の公務遂行場所の地名が、降車地欄のその余の部分には、特許庁長官の自宅の地名が記載されているとのことであった。

本件対象文書の記載内容に加え、諮問庁から「タクシー乗車券の管理及び使用について」（平成13年1月5日総務部会計課）、「タクシー

乗車券の使用基準及び管理等について」（平成13年1月4日大臣官房会計課）及び「上位の幹部職員等に係る官用車の利用要領」（平成24年厚生企画室）の提示を受けて確認したところ、公用車を通常利用する者として外局の長が記載されており、また、通常公用車を使用している者が公用車の代替手段としてタクシーを利用することが記載されていることからすると、諮問庁の上記説明に不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情はない。

(2) 別紙に掲げる部分について

ア 当該部分は、乗車地及び降車地のうち特許庁長官の公務のための移動場所の地名が記載されている部分である。

イ 法5条6号柱書き該当性について検討すると、当該部分の記載は、いずれもおおむね市町村又は町丁単位での地名が記載されており、これらが公になったとしても、実際に特許庁長官が訪れた特定の場所や建物を推知できるとまではいえず、諮問庁が上記第3の4(1)で主張するように、特許庁長官の安全確保上の問題や、公務の相手方から情報交換が控えられる等、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

ウ したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(3) 上記(2)以外の部分について

ア 当該部分は、降車地のうち、特許庁長官の自宅の地名が記載されている部分であり、特許庁長官の氏名と一体として、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ 次に、当該部分の法5条1号ただし書該当性について検討すると、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、特許庁において、当該情報を公にする慣行はないとのことである。国家公務員の幹部職員の住所等の情報は、かつては名簿等の形で流通していたこともあったが、現在はそのような慣行があるとは認められず、諮問庁の上記説明に不自然・不合理な点があるとはいえない。そのため、当該部分は、同号ただし書イに該当しない。

また、帰宅は職員の職務遂行に該当しないので、当該部分は、職員の職務の遂行に係るものとは認められないことから、法5条1号ただし書ハに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

ウ さらに、法6条2項の部分開示について検討すると、原処分において特許庁長官の氏名が既に開示されていることから、部分開示の余地はない。

エ したがって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められるので、

不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条6号柱書きに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条1号及び6号柱書きに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別紙に掲げる部分以外の部分は、同条1号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙に掲げる部分は、同条6号柱書きに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙（開示すべき部分）

2行目ないし45行目 乗車地記載部分

9行目，11行目，24行目，26行目，30行目，32行目，34行目及び44行目 降車地記載部分